

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）、男女参画・こども局・こども未来課

法令名	学校教育法				法令の番号	昭和22年法律第26号				
許認可等の種類	私立学校等の廃止認可及び設置者変更認可				根拠条項	第4条、第130条、第134条				
審査基準	<p>私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の廃止及び設置者変更の認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p> <p>第1 学校等の廃止 学校等の廃止認可に関する審査に当たっては、学校教育法施行規則第15条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、学校教育への影響等の観点から総合的に判断する。</p> <p>第2 学校等の設置者変更 学校等の設置者変更認可に関する審査に当たっては、学校教育法施行規則第14条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、設置者の変更が学校運営の健全性、教育条件の維持向上、その他学校の健全な発達に資するものであるかどうかの観点から総合的に判断する。 なお、設置者変更後の学校等の立地条件、施設設備等についての審査の基準は、校種ごとの設置認可の審査基準を準用する。</p>									
	受付機関	法務私学課 こども未来課	処理機関	法務私学課 こども未来課	交付機関	法務私学課 こども未来課	標準処理期間	90	日	整理番号
							標準経由期間	日		